



# 金 沢 市 公 報

第 2 8 3 5 号 の 2

平成27年(2015年)6月22日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ
● 議会規則	
○ 金沢市議会傍聴規則の一部を改正する規則 (議会事務局)	1

## 議 会 規 則

金沢市議会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年6月22日

金沢市議会議長 福 田 太 郎

### ● 金沢市議会規則第1号

金沢市議会傍聴規則の一部を改正する規則

金沢市議会傍聴規則(昭和54年議会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第10条第4号に次のただし書を加える。

ただし、病気その他の理由により議長の許可を得た者は、この限りでない。

第10条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 携帯電話その他音声等を発する機器を携帯する場合は、あらかじめ当該機器の電源を切ること。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。

本則に次の1条を加える。

(雑則)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年9月1日から施行する。

平成27年(2015年)6月22日 印刷  
平成27年(2015年)6月22日 発行  
定価 120円

発行人  
発行所  
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市  
金 沢 市 役 所  
(株) 共 栄